

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

島田市		静岡県		国	
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,604 千円		1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,883 千円		—	
(平成19年度支給割合) 勤勉手当 期末手当 3.0 月分 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分		(平成19年度支給割合) 勤勉手当 期末手当 3.0 月分 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分		(平成19年度支給割合) 勤勉手当 期末手当 3.0 月分 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15 % 管理職加算 8~20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20 % 管理職加算 20~25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20 % 管理職加算 10~25 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成20年4月1日現在)

島田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~20%	
退職時特別昇給	なし				
1人当たり平均支給額	4,917 千円	23,854 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)			165,947 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)			124,772 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	2.0~10.0 %	1,330 人	支給対象外地域 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
無指定	未定 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		533,385 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		707,407 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		54.65 %	
手当の種類(手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	右記の業務に従事した職員	税務事務に従事する職員が出張して滞納整理、滞納処分又は物件の差押事務に従事したとき	1日につき3時間を超えるときは200円
感染症防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	感染症患者の家の消毒作業	日額500円
行旅病人取扱作業手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の保護収容作業	1件1,500円
行旅死亡人取扱作業手当	右記の業務に従事した職員	行旅死亡人の取扱作業	1件3,000円
清掃作業手当	右記の業務に従事した職員	ごみ処理作業	1日550円
し尿処理手当	右記の業務に従事した職員	し尿処理作業	1日650円
動物死体処理作業手当	右記の業務に従事した職員	動物の死体処理作業	1回300円
上水道作業手当	右記の業務に従事した職員	上水道の現場作業	1日400円
道路作業手当	右記の業務に従事した職員	道路舗装及び補修等作業	1日550円
医務手当	院長、副院長、部長、科長、医長、副医長、医員	医療業務	給料月額100分の75以内 給料月額100分の70以内
診療手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	診療業務	前々月中における入院収益、外来収益の合計額から材料費、経費等を控除した額の100分の2を勤務医師数で除した額
看護手当	部長、次長、看護師長、主任助産師、主任看護師、副主任助産師、副主任看護師、助産師、看護師	看護業務	主任助産師、主任看護師 月額9,000円 その他の職 月額7,000円
業務手当	栄養士を除く医療職給料表(二)の適用を受ける職員	薬剤業務、診療放射線業務、病理検査業務、施術業務、歯科技工業務、歯科衛生業務、視能訓練業務、臨床工学業務、医療社会事業業務	月額4,500円
	行政職給料表の適用を受け病院に勤務する職員。(ただし第一、第二診療部および診療技術部に勤務する医療員を除く。)	病院業務	月額1,500円
	第一診療部、第二診療部、看護部及び診療技術部に勤務する医療員	看護補助業務	月額3,000円
看護専門学校教務手当	看護専門学校に勤務する職員のうち教務に従事する職員	学生指導業務	月額7,000円
保育業務手当	園長、主任保育士、保育士	乳幼児の保育業務	日額100円
	園長、主任教諭、教諭	園児の保育業務	日額50円
特殊保育業務手当	園長、主任保育士、保育士	あさひ学園の保育業務	日額150円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊病棟看護手当	右記の業務に従事した職員	感染症病棟の看護等の業務	1日230円
		結核病棟、精神病棟の看護等の業務	月額1,500円
社会福祉業務手当	右記の業務に従事した職員	精神障害者又は開放性結核患者を有する保護世帯訪問調査業務	1日100円
解剖手当	右記の業務に従事した職員	死体の解剖作業	医師1件4,000円 従事者1件2,000円
夜間看護手当	右記の業務に従事した職員	勤務時間が深夜にわたる看護等の業務	深夜勤1回3,300円 準夜勤1回2,900円 二交替制夜勤1回6,800円
用地交渉手当	右記の業務に従事した職員	公共用地等の取得、補償等に伴う交渉業務	1日250円

(5) 時間外勤務手当 (休日・夜間勤務手当含む。)

支給実績(平成19年度決算)	410,544 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	339 千円

(6) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	配偶者13,500円 2人まで(配偶者扶養)6,000円 1人(配偶者非扶養)6,500円 1人(配偶者なし)11,000円 その他5,000円	同		133,319 千円	238,496 円
住居手当	●借家・借間 家賃23,300円以下 家賃額-12,000円 家賃23,300超 (家賃額-23,300円)×1/2+11,300円 上限 27,300円 ●自宅 4,300円	異	持家、借家の月額が異なる。	93,331 千円	137,860 円
通勤手当	●交通機関等利用者 定期券所有者 実費支給 最高限度額45,000円 コミュニティバス利用者 通勤25回分 (交代制勤務に従事する職員は、平均1月当たりの通勤所用回数分の運賃の額) ●交通用具利用者 片道2km未満(徒歩除く)3,500円 片道2km以上4km未満 5,500円 片道4km以上6km未満 6,900円 片道6km以上8km未満 8,200円 片道8km以上10km未満 9,700円 片道10km以上12km未満 11,200円 片道12km以上15km未満 12,900円 片道15km以上19km未満 15,400円 片道19km以上24km未満 18,100円 片道24km以上30km未満 20,800円 片道30km以上 24,100円	異	自動車等により通勤している職員の距離及び額の区分が異なる。	117,352 千円	92,695 円
管理職手当	●本庁の部長 支給率18～20% ●本庁の課長 支給率15%以内 ●本庁の課長補佐 支給率8%以内	—	—	80,600 千円	533,775 円